

税務課からのお知らせ

納付証明書の発行

確定申告などで国民健康保険税の納付証明書が必要な方は、無料で発行しますので、税務課へご請求ください。(電話での郵送請求も受け付け可能です。)

※市役所で申告をされる方は南国市への支払分の納付証明書は不要です。

- 受付期間：1月15日(水)～3月16日(月) *土・日曜日・祝日を除く
- 申請方法：窓口でお渡しする場合は、窓口に来られる方の本人確認用書類(運転免許証等)をご持参ください。納税義務者の方と窓口に来られる方が別世帯の場合は委任状も必要です。
- 問い合わせ/税務課 ☎880-6554

第4回

マイナンバー(社会保障・税番号)のご紹介 ～もっと便利に暮らしやすく～

マイナンバーが皆さんのお手元に届いて3年半余り。マイナンバーカードを使った便利なサービスが増えてきています。マイナンバー制度が目指しているのは、「便利な暮らし、より良い社会」。マイナンバーについての理解を深めていただけるよう、行政手続きの変化やマイナンバーカードに関する事など、9月号からシリーズで掲載しています。

マイナンバーとマイナンバーカードの違い

◆マイナンバーとは？

- ・日本に住所がある全ての方が持つ12桁の番号です。
- ・番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務手続きに限って利用されます。
- ・取得・利用・提供・保管・安全管理などのルールがあります。
- ・番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。

◆マイナンバーカードとは？

- ・発行の申請をした方に交付される、マイナンバーが記載された、顔写真入り、ICチップ付きのプラスチック製のカードです。
- ・写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く本人確認書類として利用可能です。
- ・ICチップ内のデジタル身分証明機能により、コンビニで住民票がとれる、確定申告がインターネットでできるなどのほか、民間事業者も様々な用途に利用可能です。

★個人番号通知カードとは異なります。

- ・個人番号通知カードは、マイナンバーをお知らせするために送付された紙のカードです。

※今回はマイナンバーカードの安全性についてご案内します。

「作る」って楽しい♪

『世界にひとつだけのアロマストーン作り教室』

電気も火も使わずに、天然アロマのやさしい香りを楽しめる『アロマストーン』は、日常に香りと彩りをプラスしてくれるインテリア小物です。石こうを使っていちから作るポイントをお伝えします。かわいい型から取り出すときの感動はひとしおです！石こうが固まる間には、バッグに入れて持ち歩ける『アロマストーン缶』をデコレーションし、天然アロマの香りをつけてお持ち帰りいただきます。世界にひとつだけのアロマストーン作りをお楽しみ下さい♪

- 日時/1月26日(日) 13:00～15:30
- 講師/アルアロマ 谷中博子
- 定員/15名程度
- 材料費/2,000円
- 準備物/エプロン、タオルまたはハンカチなど、お持ちいただくことをオススメします。
- 場所/スポーツセンター
- 対象/18歳以上の方
- 受講料/500円
- 申込締切/1月9日(火)

生涯楽習

各教室の 申込方法・申込先

教室名、住所、氏名、年齢、電話番号をお知らせください。応募者多数の場合は抽選し、結果をはがきでお知らせいたします。

スポーツセンター内
まほろばクラブ南国
(☎865-8015)まで

南国税務署からのお知らせ

税務署の確定申告会場は2月17日(月)開設!

☆税務署の確定申告会場の開設期間は、令和2年2月17日(月)から3月16日(月)までの平日です。(上記よりは確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。)

☆受付時間は、午前8時30分から午後4時です。ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

☆期間中(特に午前中や3月16日)確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

電話による申告相談をご利用ください!

1月17日(金)から3月16日(月)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。受付時間は午前8時30分～午後5時です。

なお、土・日・祝日等については、2月24日(月)及び3月1日(日)のみ、電話相談を行っております。所轄の税務署にお電話いただき、自動音声に従い、『0』を選択してください。
※確定申告以外の国税に関する一般的なご相談をご希望される方は、自動音声に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつなぎします。

税務署に提出する申告書や申請等には、マイナンバーの記載等が必要です!

申告書等の提出に当たっては、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示又は写しの添付が必要です(申告書等の提出の都度必要ですので、前年分の申告の際に記載・提示等された方も同様です)。
また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付が必要です。

医療費控除が改正されています!

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- ※1 医療費領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。
- ※2 令和元年分までの確定申告では、これまでどおり医療費の領収書を提出することも可能です。確定申告書・医療費控除の明細書は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等は、「e-Taxを利用して送信」できるほか、「印刷して税務署に郵送」することもできます。